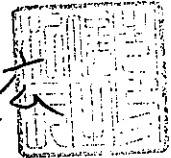


札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月9日

札幌市長

秋元克彦



札幌市条例第38号

札幌市証明等手数料条例の一部を改正する条例

札幌市証明等手数料条例（昭和21年条例第15号）の一部を次のように改正する。

- (1) 別表33の3の項第1号及び第2号中「第5条第1項から第3項まで」を「第5条第1項から第5項まで」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、同項中

「

| | | |
|---|----|--------|
| (6) 法第10条の規定による計画の認定に基づく 地位の承継の承認の申請 | 1件 | 1,300円 |
|---|----|--------|

」

を

「

| | | |
|---|----|----------|
| (6) 法第10条の規定による計画の認定に基づく 地位の承継の承認の申請 | 1件 | 1,300円 |
| (7) 法第18条の規定に基づく容積率の特例に関する許可の申請 | 1件 | 160,000円 |

」

に改める。

- (2) 別表付表3の項中「申請」を「認定申請」に、「申請の総数」を「認定申請の総数」に、「端数を」を「端数が」に改め、同項第1号中「法第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下「登録住宅性能評価機関」という。）による審査を受けた」を「住宅の品質確保の促進等に

関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項の規定が適用される申請（次項並びに別表付表5の項及び5の2の項において「特例申請」という。）である」に改め、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「7,800円」を「13,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「15,000円」を「24,000円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「26,000円」を「38,000円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「36,000円」を「62,000円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「66,000円」を「98,000円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「112,000円」を「149,000円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「184,000円」を「252,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「226,000円」を「318,000円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「240,000円」を「361,000円」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「51,000円」を「46,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「120,000円」を「107,000円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「192,000円」を「170,000円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「377,000円」を「333,000円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「674,000円」を「595,000円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「1,157,000円」を「1,021,000円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「2,140,000円」を「1,888,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「3,056,000円」を「2,697,000円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「3,744,000円」を「3,303,000円」に改め、同号を同項第2号とし、同表3の2の項中「申請」を「認定申請」に、「申請の総数」を「認定申請の総数」に、「端数を」を「端数が」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 特例申請である場合 前項第1号の規定に準じて算定した額

(3) 別表付表3の2の項第2号ア中「申請」を「認定申請」に、「64,000円」を「62,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「152,000円」を

「148,000 円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「242,000 円」を「235,000 円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000 平方メートル」を「2,500 平方メートル」に、「483,000 円」を「469,000 円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000 平方メートル」を「2,500 平方メートル」に、「863,000 円」を「843,000 円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「1,482,000 円」を「1,458,000 円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「2,750,000 円」を「2,706,000 円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「3,945,000 円」を「3,886,000 円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「4,848,000 円」を「4,774,000 円」に改め、同表 5 の項中「申請」を「認定申請」に、「申請の総数」を「認定申請の総数」に、「端数を」を「端数が」に改め、同項第 1 号中「法第 6 条第 1 項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録住宅性能評価機関による審査を受けた」を「特例申請である」に改め、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「3,900 円」を「6,500 円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「7,500 円」を「12,000 円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「13,000 円」を「19,000 円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000 平方メートル」を「2,500 平方メートル」に、「18,000 円」を「31,000 円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000 平方メートル」を「2,500 平方メートル」に、「33,000 円」を「49,000 円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「56,000 円」を「74,500 円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「92,000 円」を「126,000 円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「113,000 円」を「159,000 円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「120,000 円」を「180,500 円」に改め、同項第 2 号を削り、同項第 3 号中「前 2 号」を「前号」に改め、同号ア中「申請」を「認定申請」に、「25,500 円」を「23,000 円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「60,000 円」を「53,500 円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「96,000 円」を「85,000 円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000 平方メートル」を「2,500 平方メートル」に、「188,500 円」を「166,500 円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000 平方メートル」を「2,500 平方メート

ル」に、「337,000円」を「297,500円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「578,500円」を「510,500円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「1,070,000円」を「944,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「1,528,000円」を「1,348,500円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「1,872,000円」を「1,651,500円」に改め、同号を同項第2号とし、同表5の2の項中「申請」を「認定申請」に、「申請の総数」を「認定申請の総数」に、「端数を」を「端数が」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 特例申請である場合又は法第2条第4項に規定する長期使用構造等に変更のない場合 前項第1号の規定に準じて算定した額

(4) 別表付表5の2の項第2号ア中「申請」を「認定申請」に、「32,000円」を「31,000円」に改め、同号イ中「申請」を「認定申請」に、「76,000円」を「74,000円」に改め、同号ウ中「申請」を「認定申請」に、「121,000円」を「117,500円」に改め、同号エ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「241,500円」を「234,500円」に改め、同号オ中「申請」を「認定申請」に、「3,000平方メートル」を「2,500平方メートル」に、「431,500円」を「421,500円」に改め、同号カ中「申請」を「認定申請」に、「741,000円」を「729,000円」に改め、同号キ中「申請」を「認定申請」に、「1,375,000円」を「1,353,000円」に改め、同号ク中「申請」を「認定申請」に、「1,972,500円」を「1,943,000円」に改め、同号ケ中「申請」を「認定申請」に、「2,424,000円」を「2,387,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 改正後の別表付表3の項（同表4の項において同表3の項の規定に準じて算定する場合を含む。）、3の2の項（同表4の項において同表3の2の項の規定に準じて算定する場合を含む。）、5の項（同表6の項において同表5の項の規定に準じて算定する場合を含む。）及び5の2の項（同表6の項において同表5の2の項の規定に準じて算定する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。